

裁判員制度広報に関する懇談会・第9回会議録

日 時 平成19年2月16日(金)午後1時30分から3時30分まで

場 所 最高裁判所公平審理室

出席者 (委員)井田 良,平木典子,藤原まり子,吉田弘正,渡辺雅昭(五十音順・敬称略)

(裁判所)山崎事務次長,戸倉審議官,鬼澤刑事局総括参事官,吉崎総務局参事官,板津広報課付

資 料 別紙のとおり

協 議

【戸倉審議官】ただいまから第9回の裁判員制度広報に関する懇談会を始めます。

本日は、篠田委員が急な御事情で御欠席と伺っております。

なお、本日は事務次長の山崎がこの懇談会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山崎事務次長】山崎でございます。よろしくお願いいたします。

【戸倉審議官】本日御意見をお聞きしたい点につきましては、「意見をお聞きしたい点」というメモにまとめてあります。現在、平成19年度に行う裁判員制度広報の中身を具体化していく時期に差しかかっています。その中で特にシンポジウム方式の広報・啓発企画については、その在り方について改めて考える必要があると考えておりますので、その点に重点を置いた御意見を伺えればと思います。また、この平成19年度の広報の計画・実行と並行いたしまして、裁判員制度実施前年に当たる平成20年度の裁判員制度広報の在り方・視点などについても御意見を伺えればと考えています。

まず、平成19年度の広報について最高裁判所が考えている問題意識等につきまして、その前提となるこの平成18年度の広報活動の御報告を交えまして、吉崎から御説明させていただきます。

【吉崎総務局参事官】 まず、平成19年度の広報に関する前提として、平成

18年度の広報活動の実施状況の御報告ということから始めさせていただきます。

資料の「平成18年度裁判員制度広報のスタンス」に平成18年度実施の広報企画の概要が記載されています。

まず、メディアミックス企画として、新聞広告、雑誌広告、あるいはインターネットバナー広告等を行いました。本年度は、仲間由紀恵さんを起用して広告掲載等を行い、あるいは現役裁判官が登場した形での雑誌広告も企画しています。

続いて、説明会、模擬裁判等ですが、全国の裁判所におきまして随時、説明会、出張講義、模擬裁判等の広報企画を実施しています。実施状況は、下の黄色い囲みの中にありますとおり、平成18年4月から11月までの間に限っても、出張講義・説明会1,100回程度、模擬裁判も約330回程度実施し、こちらに記載してある人数の方々に参加していただいています。

続いて、裁判員制度全国フォーラムです。これは、全国50か所の裁判所が主体となりまして、今年の1月から3月にかけて開催している、現在進行中の企画です。このフォーラムは、裁判員制度の概要の説明から始まり、途中パネルディスカッションを挟みながら進行し、その後、当日御来場いただいた方に対するアンケート調査、あるいは地方紙への載録記事の掲載という形で、双方向の広報効果を求めるイベントとして開催しています。

そのほかに、広報ツールの作成として、広報ビデオ、パンフレット等、広報グッズなどを作成し、説明会等での配布や、広報ビデオの上映会等を行って周知・広報に努めています。

次は、映画予告編広告です。これはシネアドと呼ばれるものですが、こちらも全国の239スクリーンで上映されています。そのほかにもインターネット広報がありまして、携帯電話サイトが新規に今回立ち上がっていますし、また、今年度中にメールマガジンの配信が予定されているところです。

平成18年度の広報のスタンスとしては、昨年度より、より具体的なイメージの伝達へということを目指しています。特に選任手続のイメージというもの

が今回策定できましたので、この点について伝達していくという構えで、全国フォーラムの中で選任手続の解説を行っているというところも今年度の特色かと思えます。

さらに、本日は、メディアミックス企画の全体概要、新聞・雑誌の広告の現物等、今年度の裁判員制度全国フォーラムのプログラム構成案及び開催一覧を配布しております。

続いて、平成 18 年度の広報を前提としまして、平成 19 年度の広報について若干御説明いたします。裁判員制度実施まであと 2 年を切るという状況で、この平成 19 年度における広報、特にシンポジウム方式の広報活動の在り方について、今回御意見をいただければと考えております。

全国フォーラムは、昨年度に引き続いて 2 回目です。平成 18 年度は、裁判員選任手続のイメージが具体化したことを踏まえて、映像やパネルディスカッションによって内容をより具体化させています。このようなパネルディスカッション等を盛り込んだフォーラム企画といえますのは、比較的関心の高い参加者に対して、双方向的な情報の提供や意見交換ができるという利点がありますし、全国 50 か所で開催しているということで、地元に着した地域性が豊かな形での企画になっていると感じています。また、各地方新聞社に広告や載録記事が掲載されるという点も、参加者以外の国民の方々に広く周知・理解が得られるという効果があると考えています。その点で、これらのフォーラムの実施は十分に意義があった、あるいはこれからも意義があるものと考えています。

ただし、一方で課題も今回明らかになってきたように考えています。各都道府県で年 1 回、1 会場の参加者が 200 ~ 500 人といった規模で行うというのは、国民全体とのバランスで申し上げますと、必ずしも多人数を対象としているとは言えないという面があります。

また、参加者の募集については、実施に当たって相当エネルギーを必要としているということもあります。

この参加者の募集に関しましては、委員の皆様方も報道等で御承知のとおり、裁判員制度全国フォーラムにおいて、複数の新聞社が金銭を払って参加者を募

集したという残念な出来事がありました。これらの不適切な募集行為に裁判所は関わってはいませんが、こういったことが起きたということは、主催者として非常に残念であり、国民に対して申し訳なく思っているところです。参加者の募集は難しいものであるということを改めて思い知らされた出来事でした。この件に関しましては、「裁判員制度全国フォーラムにおける不適切な募集行為について」と記載したペーパーをお配りしていますので、ご覧いただければと思います。

フォーラム企画に関する問題点をもう1点挙げますと、このようなシンポジウム方式をとる以上は企画の内容に必ずしも大きな変化が盛り込めないという点がありまして、その意味ではマンネリ化ということも避けられないといった欠点もあります。

以上申し上げましたとおり、このシンポジウム方式の広報企画の在り方に関して、今回委員の皆様方にぜひ御意見をいただきたいと思っております。例えば国民の参加を募って直接情報提供をしたり意見交換をするといった企画の必要性や意義についてどのような整理をしていったらいいかという点、2番目として、実施する場合の規模、回数、場所などについて考慮すべき点があるのかという点、3番目として、企画のイメージ、コンセプトについて、工夫や考慮すべき点があるかといった点、こういった論点について委員の皆様方の御意見をお伺いできればと考えています。

【戸倉審議官】ただいま非常に多くの事柄を御報告申し上げた上でいろいろ御説明いたしましたけれども、裁判所としまして、平成19年度の問題意識は今申し上げた点が一番大きなところですよ。平成19年度の広報企画の在り方、特にシンポジウムタイプの企画をどう見直すかという点について、特に御意見を伺えればと思っています。あわせて、平成18年度が比較の対象になるわけですので、平成18年度のプログラムも当然御意見、御批判の対象にしていただければと思っております。その意味で、いろいろな角度から御意見をいただければと思います。

【井田委員】法務省や日弁連との共同企画というのは持っていないのですか。

平成 18 年度はどういう形になっていたか、あるいは今後考えられるのでしょうか。

【戸倉審議官】例えば、裁判員制度全国フォーラムは、裁判所主催ですが、日弁連・法務省が後援しています。パネルディスカッションなどは、アドバイザーとして裁判官・弁護士・検察官が必ず 1 人ずつ出るということで、各地の法曹三者が内容を打ち合わせながら実施しています。新聞等の広告につきましても、例えば、10 月の仲間由紀恵さんの新聞広告は、内容について法曹三者で了解した上で連名で載せています。

それから、フォーラム形式のものは、法務省も同じようなシンポジウムを数が少ない規模でやっております。法務省は、制度官庁として、制度周知を中心にやっていき、裁判所は、裁判のしるいや、選任しるい等、裁判所が特に中心となって情報提供していく必要があることを行うという分担をしながら広報活動をしています。

【吉田委員】裁判所と法務省と日弁連がそれぞれ広報活動をしていますね。役割分担というのは、一応今おっしゃったようなことでできているわけですか。

【戸倉審議官】法曹三者の広報に関する協議会というのを設けておまして、基本的な取組みについては話し合っ合意しますし、また、各地方裁判所所在地にも地方協議会という形で法曹三者で話し合う場を作りまして、講演依頼であるとか、講師を派遣してほしいとかというときには、基本的に地方検察庁が窓口となって依頼を受けまして、それを法曹三者で適宜分担・共同するという仕組みができ上がっております。

【井田委員】地域的にもあるいはコンタクトできる人の層という点でも少し異なるような感じがするので、うまくそれぞれの層にやっていくと非常に効果的だという感じもするのですが、その点についてはいまひとつうまくいっているという感じではないのですか。

【戸倉審議官】各地域で法曹三者それぞれが小さな説明会等をかなりやっていますが、今のところバッティングしたことはありません。では連携してシステムのきちんとした枠組みでできているかということ、確かにそこまではできて

ないのではないかという気はしています。これは今後の課題だろうと思います。

【山崎事務次長】井田委員がおっしゃったように、それぞれの機関が一定の関係のあるターゲットをそれぞれ持っていて、それで分担して行うという形であれば、分担という考え方も出てくるかなという気がしますが、そのような切り分けは余りやっていないですね。やはり、その地域の一般の国民の方に向けて、法曹三者がそれぞれ協力し合いながらやっているという感じなのでしょう。似たようなことを法曹三者それぞれがばらばらでやっているという印象を与えているようなところは、何か考えなければいけないという問題意識は裁判所も持っています。

【戸倉審議官】裁判所のフォーラムの2か月ぐらい後に同じ地域で法務省の同じようなものが開催されるということが起きたことはあります。裁判所は、日程が決まったら法務省に全部提供するのですが、法務省もいろいろな事情で日程が決まってくることから、裁判所の日程と近接するところに入ってくることもありました。このようなことは、やはり国民にどうなっているのだという印象を持たれてしまうので、できるだけそこは調整するようにしているところです。

【藤原委員】もし同じ人が、法務省のフォーラムに行って、それから裁判所のフォーラムに行ったときに、そのフォーラムで得られる情報とかコンテンツというのはどれぐらい違うものなのですか。

【吉崎総務局参事官】今年度でいいますと、裁判所としてはいろいろ選任手続のイメージ等を伝えられるということで、情報量は昨年度よりも上回っています。法務省のフォーラムは、法務省のスタンスということもありますけれども、やはり制度周知の方に特化されていたと聞いています。

【戸倉審議官】もちろん法務省は、制度作りにかかわった人、法務省の幹部、タレント等と呼んだりという形で行いますので、中身はどうしても制度の内容や意義が中心になります。今回裁判所で行う企画は、あなたはどのような流れで呼ばれますとか、具体的にこういう場合は辞退を認められますといった選任手続を説明するような企画です。裁判事項にかかわってくる具体的な情報はどう

しても裁判所が中心になって伝えるといった仕組みになります。そういう意味では、今年裁判所と法務省で提供している情報はかなり違っていると思います。

【藤原委員】辞退する人の多くは、いろいろな理由があるからではなくて、それ以前に、そのプロセスに参加できる自信がないという人の方が多いような気がするのです。辞退理由のどこかに該当しないかと考える人もたくさんいると思います。そのプロセスをなるべく分かりやすく表現し説明するということが裁判所にしかできないとすれば、それに特化していくということには、賛成です。

【山崎事務次長】そういう位置付けにしています。第1ステップは、とにかく制度を知っていただかなければいけない。第2ステップとしては、実際に来られたときにどのようになるか、あるいはその前の選定の段階でどういうことになるのかということを知っていただくということですね。

【戸倉審議官】特に評議をどのようにやるのかなどといった点は、裁判所・裁判官が言わないとなかなか伝えられるものではありません。法務省はそこまではやれないので、きちんと分担してやっていきたいと思っております。その手法として、200～500人が参加する年1回のフォーラムは、かなり充実した内容だったと思うのですが、来年度もこの方式でいいのか、変える必要があるのではないかと考えていますが、どのように変えようかという点が悩みです。

【藤原委員】例えば、実際の模擬裁判などの記録というのは撮影しているのですか。

【戸倉審議官】実際に行った模擬裁判は撮影している場合もあります。

【井田委員】日弁連などでも催しものとして、模擬裁判なども行っていたりしますね。余り盛んに行われているという印象はないのですが。

【藤原委員】裁判所も模擬裁判を行っているわけでしょう。

【山崎事務次長】ええ、裁判所も行っています。ただ、その目的がやや微妙でして、もちろん広報的な効果も大きいとは思いますが、実は裁判所としては、どのように審理をすべきか、あるいはどういう評議をすべきかという検証が非常に重要なものですから、どちらかということそこを主眼にして行っているとい

うのが今の形ではないかと思えます。

【藤原委員】どちらかというところでは、裁判員の人は今まではそういう経験がないから、こういうところで戸惑っているとか、こういうところでうまく有効に議論が進まないとか、あるいは思ったより時間がかかるとか、かからないとか、そういう設計のためのいわば実験ということなのですね。

【井田委員】お役所ですから、やはりきちんとやらなくてはいけないという面があるので、責任を持たないことはできないということはあると思うのです。いいかげんでもとにかくおもしろいのをやってみよう、国民に関心を持たせるものをやろうということは、裁判所としてはやるわけにはいかないという面はあると思えます。

【山崎事務次長】2年後に実際の事件で裁判員裁判を実施することになるのですが、そのときに実際にどういう問題が発生するだろうかということで、今トリアルを一生懸命やっているのです。

【藤原委員】設計の部分でどういうところを注意しなくてはいけないかという点で参考になる。ビデオで撮っている部分はどちらかというところと内部資料としてとても有効なわけですね。

【戸倉審議官】今の藤原委員がおっしゃった観点に関して、来年度の企画として、模擬裁判を見てもらって、少し事実認定のさわりを体験してもらおうという素材を制作することを検討しています。審理場面のエッセンスを映像で撮って、それを利用していろいろ意見を言う体験等をする事ができるツールを考えています。

【吉崎総務局参事官】平成19年度の予算としまして、模擬裁判用ビデオDVDというものを計上しております。

【吉田委員】今の模擬裁判というのは、これから制度を作って運営していく上でのいろいろなことを検証するということで非常に役に立っているのですが、それは公開していないのですか。

【戸倉審議官】広報を兼ねるという観点もあって、場所によっては公開しております。直接体験していただいているのは裁判員役の6人の方ということにな

ります。

【鬼澤総括参事官】3日ぐらいかけて実施しているものですから、広報を主としてやるにはサイズが大き過ぎるのです。そういう意味では、今度作ろうと考えている模擬裁判用ビデオは、もう少しコンパクトな1時間ぐらいのもので、審理をさっと見てもらってみんなの意見を聞くといったことができるような形にしたいと考えています。

【吉田委員】これから広報の方へ力点を置いていくというイメージですか。

【鬼澤総括参事官】手続検討用の模擬裁判は、もう既に120回ぐらい実施しているのですが、だんだんバージョンアップして行って少し難しい事件を本当にできるのかということをやってみたいと考えています。捜査段階の取調べ方法が問題になる事件や精神鑑定が問題になる事件、正当防衛が問題になる事件等を、どのように裁判員裁判でやっていくのかという点を、問題点を抽出するような形で行っていく予定です。

【吉田委員】市民の人たちにこれから広報をしていくということになると、自分たちが選ばれて裁判員となって法廷に出て評議をして、そのときに何が期待されて、どういう役割を果たしていくのかということが、まだはっきりつかめていない。裁判所が望ましい裁判員の評議のやり方というものを示すのがいいかというのは少し問題があるかもしれませんが、広報としては、何かこういう形で意見を述べてもらうとこの制度を作った意義が十分出るのでよと、そういうものができると分かりやすいという気もしますが。

【山崎事務次長】広報的な意味合いは大きくあると思っているのですが、狙いが少なくとも今までの時点では、裁判所としてどのように裁判員裁判を運用するのかというところの実験的な意味合いが強かったのです。しかし、こういうことをやればいいのだと感じていただいて、それを周りの人にお話ししていただくというのは非常に広報的に意義があるのは、おっしゃるとおりだと思っています。それは同時に、模擬裁判にどういう方に来ていただいて裁判員役をやっていただくかということとの関連でも考えなければいけないところだと思います。

【藤原委員】今まではどちらかというと実験室なのですね。実験しているうちに細部にわたる制度設計ができてきて、そしておおよそこういうことに留意して設計していくとうまくいきそうだという感覚を持つことができ、次のステージで例えばその証拠にかかわる説明もこういう言葉でこのようにつまびらかにされて、裁判員に選ばれた普通の素人の方でも十分分かるような方法で提示されるというプロセスへ移っていくという話ですね。難しい裁判とはどのようなものなのか分かりづらいところもあります。しかし、今伺ったような少しハンドリングが難しいようなものに関しては、さらに実験室で制度設計及び運用面でそれぞれ練っていただいて、注意しなくてはいけない点等が明らかになった時点で公開されるというイメージですね。模擬裁判でも、現時点では本当はまだ模擬ではなく、その手前の実験の段階にあるということですね。

【山崎事務次長】実験です。トライアル・アンド・エラーという。

【戸倉審議官】模擬裁判は公開しておりまして、特にマスコミ関係の新聞社やメディアの方に見ていただいています。

【藤原委員】もしそうだとしたら、今はあくまでも実験であり、その結果を踏まえてさらに練り上げていくつもりであることを言うておかないと、メディアによっては現状だけを見て不備な点を指摘する可能性があります。そうされることは甚だ的外れだと思のです。そういうことがないように、初めに準備であると伝えることは必要だと思います。これはどういう目的でなされていて、今模擬裁判を行いながらその運用を固めているところだということ伝えておけば、結果は違ってくると思います。

【山崎事務次長】これは決して模範演技ではありませんということをおかないといけないだろうと思いますね。

【戸倉審議官】不十分なものにしろ体験してもらって、問題があればそれを言うてもらおうということになるのだと思います。

【平木委員】模擬裁判では、実際そこに出た人は何をするのかというのが分かる必要があります。裁判官は何をするのかとか、例えば、期間を短くするためにきちんと情報を整理して提供しますというのが漫画で描かれてありますね。

ところが、その情報を整理するのはだれなのかという感じがあったりするわけです。私たちが行くと、それがどのように提供されて、それを読んでも分かるのでしょうかというような、細かく言うとそんな疑問もあるので、何をどうするかということを知りたいということです。それからもう一つ、私の専門の視点からの心配でもあるのですが、参加者の心理的な安定を得られるようなものを何か提供する必要があると思います。一体そんなところへ行って私は話せるのだろうかとか、話せなかったらどうするのだろうかとか、私はそんなことを考えられるのだろうかとか、討論する能力はあるのだろうかといった不安がいろいろあると思うのです。そんなことに関しても「それなりにあなたがきちんとすれば大丈夫」というようなものが必要かもしれないと思います。

【戸倉審議官】それは、例えば具体的にどういう方法をとればいいですか。

【山崎事務次長】体験してもらうのが一番いいかもしれないという気持ちでお話を伺っていたのですが。

【平木委員】むしろ「そういうのに出たいです。私は幾らでも意見を言いたいです」という人ではなくて、どういうことになるんだろうと少し心配している人たちも体験したり見たりできるとか、あるいは裁判官がどのようにかかわってくれるかというモデルが見られるとか、何かそのような形がいいかなと思います。

【山崎事務次長】なかなか口で「大丈夫ですよ」と言っても、裁判自体を御存じのない方はイメージもわからないし、不安を感じるというのは平木委員がおっしゃられたとおりなので、実際に体験していただくと、「この程度で大丈夫なんだ」と思っただけか。

【平木委員】そのようになるのもあるだろうし、そういう意味からいうと、この制度というのは国民の生き方を変えるぐらい大きな制度だという感じがしています。つまり、これからそういうところに出ていって、だれもが何か議論をしたり、考えていることを発表したりしなければならぬというのは、教育制度も変えるような気がするのです。そういうことができるような子どもを育てるというところにまで長期的には影響がきっと及ぶので、そういう意味では差

し当たってはこんなふうに大丈夫というものを何か出してあげながら、もう一方では何か教育の現場にフィードバックできるようなものが必要かもしれないと思います。

【戸倉審議官】裁判員は何をするのかということとの関係では、審理や評議における裁判官と裁判員の役割分担、かかわり方については結構いろいろな意見があります。一方では、裁判官はできるだけ発言すべきではないという意見があります。それは、裁判官が発言することで、裁判員は、専門家が言うんだからと引っ張られてしまうから、裁判官の意見表明とか問題の整理とかというのはよほど慎重でなければ実質的な意味での参加にはならないという考え方で、一方でいろいろな方の不安を伺っていますと、自分たちがそこで誤った裁判をしてしまわないかという不安を感じるという御意見もあります。そういったときに、誤った判断にならないためにプロが入っているのだろうと、そこをサポートする仕組みというのは何なんだといったことを尋ねられることもあります。そのような点を先ほど申し上げた模擬裁判で試行錯誤し、いろいろな方が批評しているような状態なのです。

【平木委員】権威者が黙っていると、すごく怖いのですよね。ずっと見られているような気がして、何か判定されているみたいな感じになるし、その辺はとても難しい。でも、模擬裁判ではある程度うまくいっているのですよね。

【鬼澤総括参事官】ただ、評議をどのように運営するかというのは、去年の裁判官同士の協議会でもテーマになったぐらいです。どういう心構えでやるのかという問題とスキルの問題があるんです。

【吉田委員】裁判員側からすると、実際に自分は評議のときにどういうことを行えばいいのかということに非常に興味があると思うのです。

抽象的には自分の意見をきちんと言ってもらえばいいのです、法律的な知識がなくてもいいんです、社会常識で判断してもらっていいのですといったことは言われていても、実際にある事件にかかわってどうなっていくのかということについて、今、最高裁の方では模擬裁判でいろいろ検証しているのですが、どういう評議の方式、裁判員と裁判官との役割が望ましいのかということ

はきちんと示せばいいのではないのでしょうか。

【山崎事務次長】評議のイメージはある程度でき上がっておりまして、それを広報用映画等で知っていただくということは可能なのです。先ほど模擬裁判が実験的な意味と申し上げたのは、そういう理想的な姿できちんと運営できるかどうか。実際に裁判員が入ってこられたときに、うまくいくだろうかということを実験しておかなければいけない。そこに何か問題があれば、また違ったことも考えなければいけない。ですから、今、吉田委員がおっしゃられたようなイメージをできるだけ伝えるという意味では、広報ツールで何とかできるのではないかなという印象を持ちますが。

【藤原委員】実際に何が起こるかということに関してはさらに実験を積まないと、やはり想定し得る問題もまだほかにあるのではないかという懸念を持っていらっしゃるということですね。

【山崎事務次長】はい。裁判員の方がさまざまであると同時に、事件もさまざまですから。

【藤原委員】そうですね。まさに同じ事件は二度とないでしょうから。

【山崎事務次長】先ほど申し上げたように、難しい事件が来たらどうなるかとか、そういうことをやっています。

【藤原委員】例えば、イラスト入りパンフレットのQ29「見聞きした事実について」なのですが、これは確かにこのように詳しく書かれておりますが、私が裁判員だったら、法廷で知った事実は公言してよろしいけれども、審理のプロセスの中でどういうことが起こったかはだめですと言われたときに、ではその評議に移行した時点で、「これから我々がここでディスカッションをして、その結果本日中に結論に至るかどうか分からないけれども、ここから我々が行う発言に関しては帰宅後口外してはだめですよ」という線引きなしでは、家へ帰った時点で、法廷で知り得た事実なのか、評議のプロセスの中で知り得た事実なのかということ整理し切れないのではないかと今とても不安に思ったのです。

【井田委員】それは、評議のときのことが一番言いたくなってしまうことかも

しれませんね。「いろいろな人がいるわよ、こんなことを言ってた」とか、いろいろ言いたくなってしまいうでしょうし。

【藤原委員】だから、そこはすごく意識的に、可能ならば、そこでは必ず日にちをまたいで、要するに法廷から同日に評議に移行しないような措置も何か必要なのではないのでしょうか。早くても翌日からしか評議がスタートしないということになれば、今日からは公言してはいけないというのが分かるでしょう。そのあたりが私が当事者であると仮定すると自信がないなという感じがするのです。

【鬼澤総括参事官】裁判員になる前に、守秘義務というのは非常に大事ですよという話はしますし、それから場所的に法廷と評議室は分かれていますので、きちんと区別ができるのではないかと思います。

【戸倉審議官】他の裁判員が話した内容は、話してはいけません。このほかの、例えば証人や被告人等が法廷で話したことを言うことは禁じられていませんというように、内容によって区別をしていただくということだと思います。さっき言われたような日を変えるというのは、午前中で審理が終わり、午後に評議を終えることのできる事件もありますので、審理日数をできるだけ短くするという点からは、少し難しいかもしれません。

【井田委員】フォーラムに戻りますが、これは 200 人～ 500 人しか対象がない割には労力が必要で、むしろこの後で新聞に出る記事が多くの人に見られることの方にウエートがあるというのは、コストパフォーマンスという点で余りよろしくないかなという感じがします。それだったら、最初から地方新聞に大きな記事を出した方が早いように思いますが。

【戸倉審議官】それはおっしゃるとおりで、実はこれはフォーラムと言いながら、内容に接する人の数という点では、地方新聞を使ったメディア広報という側面が、強いということも言えるかと思います。ただ、各地でそれぞれ内容や議論などが全然違いますので、そういう地域ごとの特徴を反映したものが報道記事に出るという点ではメディア広報とは違った面があります。

【井田委員】ところで、先程来のお話では、裁判員が何をやるかという点につ

いては、余り具体的にイメージが持たれていないということでしたが、その点は、この前作成された「評議」というビデオを1回見ていただければ十分ではないかと私は思うのです。こういうビデオを作っていないながら、それを見ていただくというところまでいっていないところが問題なのではないでしょうか。

【藤原委員】「評議」は、デジタルで制作されていますね。ダウンロードして自分で見ることができるわけでしょう。

【鬼澤総括参事官】裁判員制度のホームページから御覧いただけます。

【藤原委員】それを喚起するようなプロモーション活動というのはできると思います。それをどこかで同時にみんなに見てもらわなくても、でき上がったものをダウンロードして自分のコンピュータ上で見てもらうということは当然できるでしょう。それをしてもらうように何か手だてを考える。

【鬼澤総括参事官】この間「笑っていいとも」に「評議」の主役の榎木孝明氏が出演して、タモリ氏に「評議」のビデオをプレゼントしてくださったので、その日のウェブサイトのアクセス数がかなり増えていました。

【藤原委員】やはりダウンロードは多いですか。そういう効果があるのであれば、ぜひそういう活動をやるべきですね。

【平木委員】フォーラムの効果をもう少し大きくするには、その場に電話がかかってきて答えるとか、ファックスが送られてきてそれに答えるとか、テレビでよくあるように、Eメールが来て、それにその場にいる人たちが選んで答えるとかといった類のものをフォーラムに使えないものでしょうか。それが放映されるともっといいと思っているのですが。

【藤原委員】すべてのテレビ局でできると思います。テレビで実際の模擬裁判の状況が放映されたとしたら、質問や意見がある場合には、ファックスやEメールで質問等を送り、それらについて、1時間とか1時間半ぐらいのプログラムの中で順次回答できるものから回答していったり、あるいは何日か後に回答・解説をしたりといったことはできるのでないかと思うのです。シリーズで放送するというのも可能ですし、直接の反応を得ることができて、なおかつ視聴者は茶の間において参加できるわけです。そのやり方は、例えば日曜日でもい

いですし、それから平日の午後であればその時間に家に居る人たちが主になりますが、そういう時間帯での実施も考えられますね。

【山崎事務次長】テレビで一定時間リアルタイムで放映してもらおうということもできるのでしょうか。そうすると、視聴者が見ていて、ちょっと聞いてみようかとファックスを出すというようなことも可能でしょうね。

【藤原委員】一番協力を得やすいということ言えばNHKでしょうか。

【山崎事務次長】運営するのもかなり大変でしょうけれども。

【平木委員】どれくらいどんな手間がかかるのか分かりませんが、NHKはよくそれをやりますよね。

【藤原委員】それに企画として取り上げてもらうような働きかけはできるのではないかなと思います。そのときには、裁判所が提供できる素材や人的資源あるいは協力できる時間等がある程度盛り込んだ企画書を作れば、放送局としてもすごく踏み出しやすいですよ。

【渡辺委員】フォーラムについては、僕は一定の意義はあったらと思う。今年度のフォーラムには参加していないので、昨年度のものを一つ、二つ拝見した印象から言うと、正直申し上げて双方向な議論からは遠かった。開催時期の点からも、規模の点からも難しかったのは仕方がない。そんな中で法曹三者、あるいは制度を運営していく側からのメッセージを伝える場としてはそれなりの意義を果たしたんだらうと思います。ただ、おっしゃるように、それを5年間やっていてもしょうがないというところがあるので、もうちょっと規模を小さくした、本当に双方向の密度ある議論の場をどのようにつくっていくのかというのが、これからの課題だと思います。すでに、出前講義とか法廷傍聴の勧めを通して、裁判官や書記官が大勢の市民・学生とお話になっている。そうした取り組みをさらにどう広げていくのか。本来業務がある中でそのために大勢の人を割くというのはなかなか難しいかもしれませんが、そこは組織として、力を注ぐ必要があると思います。普通の市民に説明し、質問を受け、答え、「それではわからない」と言われるという、その場がまさに裁判官あるいは裁判所職員を鍛える場になるし、そこでのお話の蓄積は多分裁判員制度が始

まったときに生きてくるのではないかと思います。フォーラムとは違った小規模な集まり、例えばPTAでもいいし、同窓会の場みたいなところでもいいかもしれませんが、要望があれば裁判所の人間が、出ていってお話をしますという姿勢をもっともっとアピールして、そこでの議論を持ち帰って検討・共有することが、この先は必要になるのではないのでしょうか。そこで出された不安や疑問を制度設計や裁判の運営に反映できれば、それは非常にいいことですし、集まった人たちも充実感を持つのではないかなと思います。

ところで、今までフォーラムやいろいろな集まりに来てくださった方たちと裁判所との接点はどうなっているのでしょうか。もちろん御本人の同意があればですけれども、少なくとも裁判員制度に何かしらの興味があって来てくれた方たち、あるいは裁判官と一度でも司法の在り方をめぐってやりとりをした経験を持つ方たちなのですから、メルマガを配信するなどして、最新の情報を発信できるような仕組みをつくっておくのもいいのではないのでしょうか。この個人情報が流出するとまた大変な問題になるので、管理はちゃんとしなければいけないのですが。

【山崎事務次長】参加した方々に、「メルマガを送りますので、御希望の方は書きください」という方法で知らせることはできるでしょうね。

【藤原委員】個人情報の管理はしっかりすることが重要です。ウェブサイト経由でメルマガに参加するという方法もありますね。そうすれば、フォーラムに行った人、行かなかった人にかかわらず、ウェブサイトを入り口にしてビデオをダウンロードする等、さまざまなアクセスをしてその素材を使うことができます。ウェブサイトに集客するための広告を行う価値があるのではないかと思います。そのURLやウェブのアドレスは、どうなっていますか。

【戸倉審議官】従来の裁判所のウェブサイトを分離しまして裁判員制度専用のウェブサイトがあります。ポスターであれば下の方にアドレスが記載されています。

【渡辺委員】今、企業広告などの主流は、企業名の横に「検索」というコマンドを記載するやり方ですね。つまり、直接アクセスするのはなかなか難しいの

で、検索エンジン経由でホームページにたどりついてもらおうというイメージですね。「裁判員」を検索して一番最初に最高裁のページが出てこなければ困ってしまうけれども。

【藤原委員】この最後の courts.go.jp がないサイトで運営するというのも一つの方法だと思います。要はわかりやすく、だれでも当たり前に、まずはそれを入れて探してみるというドメインの命名にしてしまうというのも良い案ではないかと思います。例えば「裁判員」という言葉だったら、「裁判員ドットコム」とか、検索しやすいように決めた方がいいと思います。

【平木委員】フォーラムに関して、模擬裁判よりはもう少し気楽に多くの人に参加できる裁判員になるための研修会みたいなものはできないですかね。

【渡辺委員】裁判員には法律の知識や研修は不要だということになっているので、そこをどうクリアしましょうか。

【平木委員】でも、研修は不要というのが前提なんだけれども、そういうのを体験してみたいとか、わかってみたいという人はいっぱいいるんじゃないかという気がするんです。

【井田委員】「あなたも一日裁判員」みたいな感じですか。

【平木委員】そうです。それで、参加者体験型の研修会。

【山崎事務次長】模擬裁判をフルに体験していただく、これはかなり時間的にも負担なので、一部だけ、評議の部分だけ体験していただくとか、そうしたアイデアは考えられるんじゃないかと思っています。

【平木委員】半日ぐらいの前半にその講義があって、後半に何か体験できるようなものを気軽に地域で開いてもらえないでしょうかね。それで、そのモジュールは作ってしまう。まずこういう講義をしてこういうことをやるという研修プログラムを作ってしまうというのはどうですか。

【井田委員】余りまじめっぽいと来ないから。遊び心のあるもので。

【山崎事務次長】そういうものをつくって、各地でやってもらおうというのもいいかもしれません。

【平木委員】フォーラムほど大々的ではなくてもいいので、定型化して構成さ

れたものならば、それほど間違いなくできるのではないのでしょうか。

【鬼澤総括参事官】模擬裁判用ビデオができれば、それは必ずしも6人で裁判官を交えて使うというだけにする必要はないわけで、何十人が来ていただいて、それを6人ずつぐらいのチームに分かれて話し合うということで、何か研修所の教室みたいになってしまうかもしれないけれども、そういった方法も考えられます。

【戸倉審議官】例えば企業の研修で裁判員の講義を少しやってほしいということがありますと、これは絶対逃さず行くようにしています。もう一つ、今話に出たようなアイデアは非常にいいなと思いますが、裁判所がやる場合は、会場を借りて皆さんどうぞいらっしゃいという形もあると思うのですが、例えば自治体などに住民を対象とする講座等の内容として売り込んで、説明等をやらせていただけるといいですね。

【藤原委員】出前ですね。

【平木委員】公民館とか。

【藤原委員】出前の先は、企業だったら企業団体、経団連だとか、あるいは同友会だとか、そういうところに幅広く、「希望される場合はぜひとも御連絡ください」と広報するというのは非常にいいことだと思います。個人であろうと、企業であろうと、学校であろうと、その組織自体は結局裁判員になる資格とは関係ないわけですから、どういうグループかというのは初めにこちらで特定しなくてもいいのではないですか。要は「出前模擬裁判いたします」と言って、時間的には、オーダーがたくさん入ってきてしまったらすぐにはできないから、こちらから要請先に相談していついつまでお待ちくださいという形で計画を立てるのは構わないと思います。

【戸倉審議官】もちろんそれは可能だと思いますし、十分考えられます。我々は、依頼が殺到したらどうしようなどと今のところあまりあり得ないような心配をしていますが。

【藤原委員】もしたくさんあるようだったら抽選でとか。抽選にはずれたからといって恨むわけではないし、もし応募が多い場合には抽選とか、申し込みを何

カ月に1回とか決めて募集する。ずっと募集しておかなくても、何カ月ごとに新たに次のいつからいつの期間に模擬裁判を出前でしてほしい人やグループを募集する。それで今回の場合は例えば10件とか20件オーダーを受けますと謳って、多数の場合は抽選でまた次の回はいついつですと広報していけばいいのでは。

【吉田委員】いろいろ話が出まして、基本的にできるものはみんなやったらいいと思うんですが、NHKに働きかけとかインターネットもいいですし、それから今の小規模の体験的な模擬裁判もやったらいいと思うんです。

さっきから出ているシンポジウムの問題について言えば、これは確かに200～500人くらいという少数でそれに対する労力もなかなか大変だということはある、また、この間みたいな不適切なことがあってはいけませんけれども、シンポジウムをやって、それが地方紙とタイアップして記事になるというその効果は結構大きいんじゃないかと思います。それを広告でやるのもいいんですが、広告でやる方が恐らく費用が相当かかるんじゃないかと思うのです。広告もよほどいい広告ができればみんな読んでくれますけれども、記事の方が読んでもれる率は高いのかなという気はします。これからシンポジウムを続けていく場合には中身の問題があると思います。制度の意義とか制度のあらましについては大体もう周知してきて、特に裁判所との関連ではこれから具体的な選任の手続がどうなっていくのか、また特に評議についてどうかということがみんなの関心事になってくると思います。その辺をシンポジウムで「評議」の映像なども交えながら議論して、会場からもできるだけいろいろな意見を募ってまさに双方向にしてそういうものを今度は地方紙で記事にしてもらおうということやっていけば、まだまだこの仕組みを続けていってもいいんじゃないかなという気がします。

【戸倉審議官】制度の内容・知識というよりも、裁判員になって何をするか、あるいは具体的に裁判に入ったらどんなことをやるんだというのを実感できるような内容にしていかなければならないというところは、今日お話を伺って改めて感じております。地方新聞社というのは、媒体としては非常にいい媒体だ

と思っているのです。私も昔地方で勤務していましたが、地方ではものすごく地方紙というのは根づいていまして東京から見たのではわからない役割を果たしております。裁判員制度というのは結局各地で行われ、それぞれの住民が参加されるということですので、そういう地方新聞社のある種のリーダーシップとかいろいろな役割というのは極めて重要で、これまで藤原委員がおっしゃっていた積み重ねていく広報というのは、地方新聞社などに対して行っていく必要があると考えております。

平成 19 年度のシンポジウム型ということでいろいろ御意見を伺いましたけれども、平成 18 年度の新聞広告などもいろいろ出しました。お気づきの点がございましたらお聞かせください。

【藤原委員】デザイン上例えば広報用のビデオがここからダウンロードできますといったことが入っていると、そこからすぐ行動を起こせます。詳しいことはこのサイトにと示せば、もっと具体的な情報が欲しいという人は、すぐアクションを起こせますでしょう。ここにはオーソドックスな形で詳しいことはここでというのは入っているのですが、より容易に情報に積極的にアクセスできるような書き方をした方がいい。

【戸倉審議官】こんな情報はここにアクセスすると知ることができるのかですか。

【藤原委員】ビデオだったらすごく具体的な情報が得られ、広告を見ているよりはもっと手っ取り早く知りたい情報にたどり着けると言うかもしれませんね。広告上にそれが可能であることと、どうすればビデオを見られるかをわかり易く入れておいた方がいいと思います。

【山崎事務次長】裁判の映像はこちらへというイメージですね。

【藤原委員】そういうことです。それから、これはパソコン上ダウンロードして見られるビデオがありますと言えば、それに興味のある人はそこからすぐアクセスできます。もっといろいろなチャンネルから入ってきた人が、このチャンネルだけで終わらないで次へ進んでくれるような工夫をすべてのところでやるといいと思います。ウェブに来た人は、これがもっと欲しければ次はこのサ

イトへ行けばいいとか。イラスト入りパンフレットもPDFになっていますが、PDFならば地方自治体の住民課等へどんどん送って活用してもらおうべきです。PDFは、もちろんパソコン上でひもとくことができるし、必要ならば簡便に手元で印刷することもできます。

【戸倉審議官】場合によっては空きができた地方自治体の広報に載せてもらえるようなものにして、もしよろしければどうぞ掲載してくださいという形で提供していきたいですね。

【藤原委員】すごくいいなと思ったのは、幾つのコマかわからないけれども、1ページで1つずつ完結していますでしょう。だから、自治体の区民だよりのようなものがあつたとしたら、毎回1ページずつ載せてもらえますね。そういう意味ではすごくよくできていると思います。全部読まなくてはいけないのではなくて、クエスチョンは1からで、途中からそれを読み始めた人がそれ以前に掲載されたものを入手したければバックナンバーはここへアクセスしてくれば得られますと書いておけばいいわけでしょう。区民だよりの編集をしている人にとっては、これで空いているコラムが埋まるという可能性だってあるわけです。これ全部を一挙に載せてもらえればうれしいですが、そうはいかないから、これを入り口にして毎回使ってもらおうというのも一つの方法です。このPDFにそういう情報をさらにつけ加えてやっていけば、二次利用，三次利用も促せると思います。

【戸倉審議官】ありがとうございました。非常に心強い思いをしております。

それでは、次に平成20年度の広報活動のあり方についての御意見を伺いたいと思います。

まず、平成20年度についての裁判員制度をめぐる状況について、吉崎から御説明させていただきます。

【吉崎総務局参事官】それではまず、裁判員制度実施までの工程表をもとに御説明いたします。

まず第1点として、恐らく、平成20年の当初に裁判員法の施行日の政令が制定されるであろうということです。この施行日を制定するに当たりましては、

裁判員法附則 2 条 2 項により、さまざまな検証が行われることが考えられますが、平成 20 年ということ考えた場合に、この点が一つのポイントになるかと思えます。また、12 月ごろをごらんいただきますと、裁判員候補者名簿への登載通知が予定されています。ここで国民の皆様に対する非常に具体的な動きがあるということ、これが平成 20 年の特徴であるという考えです。

また、もう一つのポイントとしては、平成 20 年度の時点において国民の裁判員制度に対する意識がどのような状況になっているのかということをごんをどのように探ることができるかという点です。これについては、内閣府の政府広報室作成の世論調査の報告書がございます。そちらをごらんいただきますと、まず「制度を知っている」と回答した方が 80 % を超えているということで、この点は法曹三者が地道に行ってきた広報活動が実を結んでいるという評価ができるのではないかと自負しております。

参加意欲という点では、「参加したい」「参加してもよい」と答えた方は 20 % 程度にとどまっているということがあり、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」という方が 44 % 余りと大きな割合を占めているということが明らかになっています。この「あまり参加しなくないが、義務であれば参加せざるを得ない」と受けとめている国民が裁判員制度に対する参加意欲のない方として分類されるかどうかについては、新聞各社によって評価が分かれていたということからも明らかとなっており、私どもとしても一概に述べることはできないと考えています。いずれにしましても、平成 20 年度において国民の皆様の裁判員制度に対する意識がどのように変わってくるのかという点は、この年度の広報のあり方を考える際のベースとなるものではないかと考えています。例えば「いよいよ裁判員制度の実施が直前に迫る」という報道などに接するなど、今後法曹三者による情報提供、広報活動のあり方によって、国民の裁判員制度に対する意識が変わってくるかもしれません。このような点について本日御意見をちょうだいできればと考えている次第です。

【戸倉審議官】時期的に制度実施の前年度というのは、常識的に考えてもいろいろな意味で仕上げの広報ということで、当然国民の関心もいろいろな意味で

非常に高くなるという時期であろうかと思っています。そして、最も国民にとってはっきりとした形で見えてくるものとして、秋から暮れにかけての裁判員候補者名簿登載のお知らせがあります。この時期の広報は特別な配慮をしておかないといけないのではないか、いよいよ始まるという時期にどういう伝え方をしていくのかということが我々の考えなければいけないところです。特にその手段といたしましても、今までやっていないテレビというのはまずやるべきだろうという御意見が出るだろうというのは我々も予想しておりますが、それを具体的にどんな形で使えば最も効果的なのかという点については非常に難しいなと考えております。こういった点を中心に伺えればと思っておりますけれども、全般的なことでも結構でございますので、どういう発想でやっていくべきかといった点も含めて御意見をいただければと思っております。

【藤原委員】これを拝見する限り、裁判所として裁判員制度をテイクオフさせるために定められたタイムテーブルに沿って、次は何が決まっていくはずだからそのために、いつ何を考えるということですね。先ほど平木委員が、これは日本の社会を大きく変える、大きな変化を生み出す要因になるとおっしゃいましたけれども、今、日本の司法制度全般に、いろいろな形で変化が起こってきていて、一番最近にニュースで得た情報に関して申し上げますと、例えば裁判に被害者が出席できるとか、被害者の遺族の方が出席できるとかというような報道がありました。それがもう本決まりなのか、あるいはそういうことが大変強く要望されているのか、あるいは事件によってそれが可能なのかといったことに関しては、なかなか細かい情報は知らされていません。要は、裁判ということがテーマになったニュースが出たら即この裁判員制度のウェブページではそれに関しての正しい情報がコンパクトに提供されていて、それに関する疑問などがあればそれを受け付けるといったことをしておくべきではないかなと思うのです。裁判所の方は、そもそも裁判員制度が導入されるというところからお仕事が始まっているので、どうしてもこの制度を中心に考えていらっしゃると思います。それは間違いではないと思いますが、実は国民にとっては、初めに制度ありきでもなければ、今後これが導入されるということだけが単独

のニュースとしてインプットされるのではなくて、裁判にまつわるさまざまな情報が、いろいろなところからいろいろなタイミングで決まったこと、あるいは議論になっていることとしてメディアを通して入ってくるわけです。ですから、そういう情報が入ってくるタイミングというのは、言いかえれば全てチャンスでもあって、そのチャンスをきちんと逃さずに広報活動していく必要があるのではないかと思います。入り口は一つのニュースだったかもしれないけれど、これをきっかけに、最終的には裁判員制度が今どこまで議論されていて、どういうプロセスで裁判員が選出されていくかということまでずっと入ってきてくれば、それにこしたことはないわけです。取組みといったときに、ここにおられる方にとっては裁判員制度にかかわることですが、今いろいろな司法制度に関しての変革が行われているところであるとすれば、狭義の裁判員制度に関わらないものでも国民の情報ニーズをきちんと受けとめてなるべく早いタイミングでそれに関する解説なりリスponsなり、ウェブ上であれば双方向でいろいろなやりとりができるわけだから、きちんと対応しておく必要があると思います。

【戸倉審議官】裁判員制度に特化しているのは、まさにそのとおりでございます。

【藤原委員】やっぱり遺族の方が参画できるとか、被害者が直接出てこられるとかというのは、裁判員制度が導入されるのと同じぐらい、裁判というものに大きな影響を与えている人もいると思います。

どう変わるんだろうとか、それからどういうことになるのだろうとかということについて、疑問はすごく出てくると思います。だから、タイミングを逃さずそういうことが議論されている、決定したとまず告知して、もっと詳しく説明するチャンスでもあるかなと思いますが。

【戸倉審議官】被害者の問題は、まさに法制審議会で答申が出たということで、国としてどう伝えるかという観点で言えば法務省もあるでしょうし、だれがやるにしても何らかの影響を受けることは間違いありませんので、その情報提供が必要だというのはおっしゃるとおりかなと思います。

【藤原委員】裁判員制度が認知されればされるほど、裁判にかかわる情報に国民はとても注目しますし、その変革に対して肯定的にとらえる人もいれば、否定的な人もいます。漠然とした不安としてとらえる人もいます。新聞はそのときどきに、極端に言えばその日ごとに注目すべき情報をかいつまんで載せるといのが仕事ですから、そこから後は、当事者たちの情報提供にゆだねることが多いと思います。ぜひそのようなタイミングのいい情報提供を考えていただきたいと思います。

【山崎事務次長】裁判所なり司法全体の広報というのをちょっと底上げをしていくという発想なんでしょうね。

【藤原委員】そうだと思います。

【山崎事務次長】確かに振り返りますと、今までその辺が余り強くはなかった。今回裁判員制度をやるということで広報に本格的に取り組み出して、そこに興味を持っていただくのは同時に、司法全体というんですか、裁判所全体についての関心も持っていただくということなのかなと思ったんです。具体的にどうやれるかというのは、政府との関係とか、いろいろなものを整理しなければいけないと思いますが、確かにおっしゃったとおり、できるだけ幅広く情報を皆さんに提供する。裁判所がわかったということで、安心感につながる可能性もあります。よく考えさせていただきたいと思います。大変大きなテーマをいただいたような気がいたします。

【戸倉審議官】そもそも広報をやる前提として、国民は今何に関心を持っているのか。我々が伝えるのは裁判員なんですけれども、ストレートに裁判員制度について関心がある人ばかりではなくて、むしろそれとは別の点から関心を持ったという場合に何か答えるものがあるというのは、むしろ裁判員制度の広報の取っかかりとして非常に重要だということがあります。そういう点についてはまだ考えていなかったなと反省しております。

【井田委員】恐らく広報対象が幾つかの層に分かれてきているのだと思います。例えばフォーラムに来てくれた人のように、ある程度関心を持って、時間もあって、進んで時間を割いて何か情報を集めようといった人に対しては、渡辺委

員がおっしゃいましたが、もう少し詳しく体験したりとか、あるいはもう少し踏み込んで制度を知ることができるような機会を与えるといったことがいいかもしれない。もう一つの大きな層というのは、それほど時間がないけれど関心は持っていて、いろいろな媒体に対してアクセスしているいろいろなことについて勉強しているような人で、それはウェブサイトの周知や、パンフレットが近いところであれば手を伸ばすということで効果はあるんじゃないか。恐らく問題はそれ以外のもっと大きな、インターネットもしない、パソコンも持っていない、ふだんはテレビだけ見て生活しているような層だと思うので、残る媒体はテレビしかない。恐らくさっき言った2つの層について言えば、テレビは余り意味がないわけで、その残りの恐らくかなり大きな部分というのは、テレビを見て長期的に認容して、何らかの形でリアクションをして参加していこうという形で重い腰を上げるという形。だから、恐らくはそういう3つぐらいの層があるとすると、どれか一つというのではなくて、ターゲットに応じたきめ細かな広報活動が必要です。さっき渡辺委員がおっしゃったことでいいアイデアだと思ったのは、週に1回ぐらい、6～7時とか7～8時とか、ちょっと夜の時間あたりに少人数で裁判員制度に関する話を聞けたり質問できたりするような機会がどこの裁判所にもあれば、足を運べばそこでいろいろな話が聞けるということになって、いい手法だと思います。そういう比較的少人数の体験型の広報もたくさんやっていかなければいけないと思う反面、テレビを使ってスポット広告をして、裁判員制度が始まることを覚悟させる広報も必要だと思います。複数のターゲットを想定して広報活動を行うことが大事なのではないでしょうか。

それともう一つは、日本人はとても団体指向なので、企業とか、教育機関とか、あるいはオピニオンリーダーみたいな方に情報を提供して、裁判員制度広報に協力してもらおうというようなことも効果的だと思います。「会社がああ言っているからしょうがないね」とかというような形は十分考えられるんじゃないかと思います。

【戸倉審議官】我々がこれまでテレビを余りやらなかったのは、15秒という

短い枠のテレビCMはおのずと伝える情報量が非常に少ない媒体だという認識があったからですが、平成20年ぐらいになりますと、もう裁判员裁判の形も裁判所側の準備もいろいろできてくる。模擬裁判もある程度進んでいる。こういうときに、テレビという伝達情報量が少ない媒体を使用することは効果的かという点をお聞きしたいと思います。もちろん裁判员制度のことをよく理解できるドラマを制作して放映するといったやり方もあるとは思いますが、相当費用がかかる。となると、CMのように短い枠のものを使っていくことになるのですが、どう使うのか、という点について御意見を伺えればと思います。

【渡辺委員】多分、集中的にテレビCMが必要なのは名簿登載通知の時期だと思います。そのときになって初めて、さっき井田委員がおっしゃった最後の層の人達は、「えっ」と言って驚く。そこで不安や混乱が広がってはいけなくて、まず、「何か見慣れないものが届いているかもしれませんが、安心してください」、「最近、裁判所をかたった振り込め詐欺みたいなものがありますが、それではありません。捨てないでください」というような広報が必要になると思います。限りある資源をどこに集中するかというときの一つの時期的ピークがあるのは間違いないと思います。そういうときには、短いスポットであっても有効なのではないでしょうか。

【藤原委員】特にそのお話をお聞きして、そうか、やはりその区別は難しいんだなと再認識しました。企業には広報担当と広告担当がいます。広報は、お金をかけて時間を買うという仕事はしない、情報提供をして、なるべく相手が自主的にその情報を活用して、番組をつくるなり記事に書いてもらう。だから企業の広報担当者は紙面を買うことは全くないのです。広告はさっきおっしゃったような何秒スポットという話なので、予算はより相乗効果を上げるために各方面での広報活動をインテグレートされた形で使うという戦略は練りますが、広報担当者と広告担当者の任務は全く別です。

今お話を聞いていてちょっと気になったのは、今週号の「週刊現代」の記事をごらんになりましたね。混乱が出てきています。広報活動でやっていいことと、広告の予算で広告としてパブリックに見せるものとは、違う行動ですから、

きちんと混乱のない形で見せることは、出稿者あるいは予算を提供している側には、絶対に踏み越えてはいけないルールです。そこら辺がまだおわかりになっていないかなと、今、戸倉さんの御発言を伺って思いました。優秀な広報担当者は、お金をかけずに相手がそれを書きたくなるようなお膳立てをする。企画もそうですし情報提供もそうです。そのためにこちらが専門家を出席させて、あるいは専門的な情報を提供できますよと働きかけるということです。広報と広告というのはもともと出口も違うし、担当者も違うというのが普通の組織の構造です。二つをきちんと分けた戦略を立てる必要があると思います。だから、NHKに持って行くのであれば、それは広告ではなく広報なのです。番組を作ってもらえるようNHKを説得しなくてはならないし、いろいろ働きかけなくてはならないけれども必ずしもお金を払う必要はない。ただ、それを説得するための資料等を準備するときにはお金がかかります。あるいは人員を提供するとなればそれもかかります。ですが、それは広告とは全然別の活動として戦略を練らなくてはならない。

話は変わりますが、実際裁判員の候補者リストにあがったことを告知しますね。各自に「あなたは名簿に載っています」という通知が、郵送されるわけですね。その際、徴兵のための赤紙ではないですが、封筒の色を決めておけば受け取った側もわかりやすいのではないかと思います。当然赤ではいけませんね。例えばグリーンであるとか、ブルーであるとか、イエローであるとか。このごろでは、高齢者に送るインフルエンザの予防接種の奨励のための通知に使われる封筒は、黄色だそうです。いろいろな郵便物が来る中で、黄色のものは、もしかしたら必要なものかもしれないと読んで読まれる確率が高いそうです。だから、重要な通知であることが一目でわかるように、封筒の色は決めた方がいいと思います。その色をイメージカラーとして広告に生かしていったらどうでしょうか。色とかデザインを決めてこういうフォーマットで通知が届いたら、これは捨てるなというような認識を持ってもらう。

【山崎事務次長】裁判員制度のシンボルカラーということですね。

【藤原委員】どういう色の紙で通知が来たかというのはわかった方がいいです。

例えば、名簿登載通知はブルーだけれども、実際に来てくださいという通知はグリーンというように色を使い分けた方がいいと思います。こうすれば、「こういう通知が来たのだけれども、これはどういう意味ですか」といった問い合わせがあったときに「何色の封筒でしたか」と聞くだけで簡単に回答できるでしょう。グリーンのもはこういう趣旨の通知です、ブルーのもはこうこうですと色分けできていれば、正しい情報とそれに関する意思の疎通の手助けをしてくれます。あるいはイエローでグリーンになるのか。そうすると、イエローの場合は登録され、将来裁判員として選ばれるという可能性を通知したもので、まだ呼び出しというかやってくださいという知らせではないから、現段階ではそういうお知らせですと説明できる。

例えば封筒と通知そのもの用紙の色をそろえると、実際に通知のレターに色のものが使えるのであれば、その方がさらにわかりやすい。一つの家族にどれぐらいの封書が届くかと考えると、冗談ではなくて、きっと捨ててしまう人は出てくると思います。たくさんの努力と十分な広報活動という措置をしても捨てる人は出てくると思います。

【渡辺委員】先ほどおっしゃった広報と広告の違いというのは非常に重要な御指摘です。私は新聞社に勤務していますが、例えばAさんとBさんとの対談でも、記事として載せるのか、それとも広告として載せるのかでは、取材の在り方も、紙面の作り方、お金の入り方も違う。そこが峻別されていない、つまり報道なのか広告なのかわからないという状況は、メディアの存立にとって非常に危ういことになりかねないわけです。早い話が、金で記事を売る、金で記事を買うということに通じるわけで、両者の峻別は、もちろんメディア側の責任ではあるのだけれども、そしてこの場にいる方々は十分理解されていると思うけれども、改めてしっかり踏まえた上で広報作業をお進めいただきたいと思います。

あと、やはり藤原委員がおっしゃっていたことですが、まさに広報ツールとして裁判所がどんなものをパッケージとしてだせるのかというのは、やはり整理して示す必要があると思います。例えば編集者やテレビ番組のディレクター

等に対して、こういう形で実際の法廷の利用を認めます，企画に裁判官や職員を登場させることができます，といった形でのプレゼンテーションは必要だと思います。あと、タレントさんやその所属事務所の間で，社会的な活動とか公的な貢献とかそういったものへの関心は決して低くない。ギャラの多寡などを越えたところで、その問題に自分たちが関与しているということに一つの達成感を持つ方もいるし、そうした活動が社会的に評価されることによって当のタレントさんや事務所のプレステージがまた上がるという連環もあると思うんです。だから、お金を払って人気のある方を裁判員制度の広告に登用することも大切でしょうが，まさに広報として，そういった発進力を持つ方々の協力を得られるような働きかけをしていくことも必要だと思います。

【藤原委員】むしろその人が出ることですごくこの趣旨にマッチするといったキャスティングを要請した方がいいと思います。

【戸倉審議官】どうもありがとうございます。最初に藤原委員がおっしゃった広報と広告の違いというのは、今までに何度も説明していただき御指摘いただいているところで、我々も頭の中ではちゃんと理解しているつもりですが、我々が裁判員広報などと呼んでいるところが実際にやっていることはほとんど広告でございます、そこと広報活動とをどう結びつけていくかというのは、モラル的なことも含めて、これはもちろんメディアの問題ではあると思いますけれども、それを活用する我々としてもそういうことを少し念頭に置いてやっていく必要があると思います。今日いただいた御意見を踏まえて、我々もいろいろ企画をしまいいりまして、その姿が少し具体的になった段階でまた御意見を伺う機会を設けたいと考えております。

本日は，非常に有益な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

以 上